

# 日本データベース学会表彰規程

制定 平成 15 年 3 月 28 日

平成 27 年 5 月 21 日改訂

## (総則)

第 1 条 本会が行う表彰は、この規程により行う。

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

1. 功労賞 (DBSJ Award for Distinguished Achievement and Contribution)
2. 若手功績賞 (DBSJ Young Researcher's Achievement and Contribution Award)
3. 上林奨励賞 (DBSJ Kambayashi Young Researcher Award)
4. 業績賞 (DBSJ Industrial Achievement Award)
5. 論文賞 (Best Paper Award)
6. その他、本会で特に認めた賞及び感謝状

## (功労賞)

第 3 条 功労賞は、本会功労賞規程に基づき贈呈する。

## (若手功績賞)

第 4 条 若手功績賞は、本会若手功績賞規程に基づき贈呈する。

## (上林奨励賞)

第 5 条 上林奨励賞は、本会上林奨励賞規程に基づき贈呈する。

## (業績賞)

第 6 条 業績賞は、本会業績賞規程に基づき贈呈する。

## (論文賞)

第 7 条 論文賞は、本会論文賞規程に基づき贈呈する。

## (雑則)

第 8 条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

## 付則

本規程は、平成 26 年 9 月 19 日に遡って施行する。